住所　東京都小平市花小金井１丁目８番２―503号
アリ・ナセル・モアッデリ　昭和44年９月16日生
住所　群馬県伊勢崎市富塚町268番地36
トラン・タン・ホアン　昭和60年２月17日生
住所　群馬県前橋市二之宮町2587番地３
チャウ・ミィ・グエット　昭和51年４月14日生
住所　東京都八王子市椚田町338番地２
グェン・ティ・タン・トゥイ　昭和58年11月24日生
レ・ミン・ホーン・マイ　平成21年５月29日生
住所　東京都世田谷区太子堂２丁目６番３号
張東英　昭和49年９月30日生
住所　東京都江戸川区中葛西１丁目33番17号
サジドゥ・ヌール・カーン　昭和40年７月15日生
住所　東京都板橋区高島平２丁目22番１―304号
グェン・ゴック・ティエン　昭和51年１月21日生
住所　群馬県伊勢崎市八斗島町1598番地４
ゴー・グェン・カム・クェン　昭和60年７月24日生
住所　横浜市港北区仲手原２丁目44番10号
陳悠加　昭和61年11月16日生
住所　横浜市南区通町２丁目43番地３
陳悠未　昭和61年11月16日生
住所　東京都江東区塩浜１丁目６番８―802号
吳盈潔　昭和54年３月19日生
住所　神奈川県相模原市中央区上溝811番地３
ヴォン・サップ・ムイ　昭和60年４月１日生
住所　横浜市戸塚区平戸町784番地４
レ・ミ・ヒェン　平成４年７月５日生
住所　岡山市北区駅元町30番16号
徐榮佑　昭和63年１月31日生
住所　大阪府東大阪市新庄４丁目13番６号
李麻衣　昭和61年６月16日生
住所　東京都狛江市東和泉１丁目１番20―302号
劉鑫麗　平成９年９月22日生
住所　東京都港区虎ノ門３丁目14番１―803号
高明恵　昭和45年５月19日生
住所　愛知県豊川市市田町儀郎17番地２
ロヴリゴ・ヒキゾウ・ヤノ　昭和61年12月９日生
住所　岐阜県恵那市大井町212番地４
李應実　昭和41年８月13日生
呉未華　昭和48年10月25日生
李陽華　平成14年１月23日生
李義中　平成15年10月２日生
住所　浜松市南区安松町73番地７
ヘナン・オオカワ・デ・オリベイラ　平成元年４月28日生
住所　京都府南丹市園部町小桜町124番地７
木村薫　昭和38年10月９日生
住所　東京都世田谷区深沢６丁目13番８号
カイラッシュ・ディープ・シャルマ　昭和43年２月７日生
住所　福岡市中央区薬院４丁目２番９号
劉健　昭和59年８月18日生
住所　東京都大田区東矢口１丁目３番３―108号
ウコ・ビスワス　昭和26年５月14日生
住所　奈良県桜井市大字大福861番地２
闞中雲　昭和63年12月16日生
住所　大分県別府市大字北石垣24番地２
陳晶　昭和39年４月３日生
住所　名古屋市守山区本地が丘1701番地
ビサル・ギミレ　昭和56年10月17日生
アレン・ギミレ　平成22年５月12日生
住所　横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―908号
サンドラ・サチエ・ワタナベ　昭和61年２月５日生
住所　横浜市中区本牧原19番１―906号
黄利哲　平成16年11月11日生
住所　神奈川県座間市新田宿531番地
モハッマド・イスマイル・モハッマド・リフラーン　昭和57年５月26日生
住所　神戸市中央区日暮通２丁目６番５―403号
秋蓮美　昭和44年６月10日生
金孟哲　平成５年１月14日生
金孟儒　平成６年６月８日生
金孟俊　平成９年４月１日生
住所　長崎市鳴見台２丁目17番６号
郭維瑞　昭和47年６月24日生
祁瑩萱　平成11年５月11日生
住所　埼玉県春日部市中央１丁目57番地３
趙孝濟　平成元年１月10日生
住所　堺市北区長曽根町1674番地
許遥　昭和61年２月１日生
住所　大阪市鶴見区横堤４丁目３番36―502号
車冬梅　昭和54年２月15日生
劉昊軒　平成22年８月12日生
劉尚軒　平成26年３月31日生
住所　堺市堺区東湊町３丁221番地５
姜麻由子　昭和63年９月３日生
住所　大阪府東大阪市太平寺２丁目５番10号
朴ハヌル　昭和56年10月11日生
住所　東京都荒川区西日暮里１丁目49番10―701号
南敬洙　昭和62年６月２日生
住所　東京都板橋区徳丸４丁目18番５―506号
王天依　昭和62年６月15日生
住所　東京都練馬区高松１丁目31番12号
趙雅琳　平成５年３月24日生
住所　福岡県太宰府市通古賀４丁目10番10号
秋正玉　昭和21年６月７日生
住所　長野県松本市並柳３丁目３番22号
陳里志　昭和56年３月19日生
住所　名古屋市瑞穂区井戸田町３丁目49番地１
金定男　昭和22年３月５日生
住所　愛知県豊田市竹元町南嶋129番地
高未加　平成３年５月11日生
住所　名古屋市中川区松ノ木町１丁目32番地１
金豊子　昭和20年６月27日生
住所　東京都八王子市本町28番11号
姜康弘　昭和61年５月７日生
住所　東京都町田市大蔵町177番地１
張成輝　昭和59年１月８日生
住所　福井市種池１丁目1108番地
金満洙　昭和46年10月26日生
住所　千葉県木更津市矢那2131番地１
袁虹　昭和38年５月16日生
住所　奈良県天理市中之庄町38番地３
李貴秀　昭和49年４月30日生
住所　浜松市東区大瀬町27番地81
モサマト・ファルジャナ・アクタル・ピンキ
昭和59年８月２日生
住所　東京都目黒区大岡山２丁目４番２―503号
金尚子　昭和52年５月23日生
住所　東京都葛飾区東立石３丁目23番14号
洪幸子　昭和27年６月９日生
李杏里　昭和61年１月４日生
住所　東京都江戸川区東小岩４丁目10番19号
李朱里　昭和57年２月19日生
住所　横浜市青葉区つつじが丘29番地21
鄭貴奈　昭和62年５月19日生
住所　東京都大田区南六郷１丁目20番10号
金英皓　昭和59年７月27日生
住所　名古屋市中川区昭和橋通５丁目37番地
金久枝　昭和40年２月19日生

○農林水産省告示第二千四百三十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十七年十一月二日
農林水産大臣　森山　**裕**
表栃木県の項中「酪農とちぎ農業協同組合」を削る。

○農林水産省告示第二千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十一月二日
農林水産大臣　森山　**裕**
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十一月二日
農林水産大臣　森山　**裕**
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十一月二日
農林水産大臣　森山　**裕**
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十一月二日
農林水産大臣　森山　**裕**
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十一月二日
農林水産大臣　森山　**裕**
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百四十号

農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十七年十一月二日
農林水産大臣　森山　**裕**
表栃木県の項中「酪農とちぎ農業協同組合」を削る。

○農林水産省告示第二千四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年十一月二日
農林水産大臣　森山　**裕**
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）